

一般社団法人 在宅医療支援協会 法人会員規約

第1条（目的）

本団体は、病診連携を軸として、後方支援病院と在宅支援診療所・訪問看護事業所や訪問介護事業所と家庭とをしっかりとサポートする。

個人の尊厳を尊重した利用者本位の在宅医療を始め、医療・福祉・介護に関する各種地域サービス（以下「在宅医療等」という。）の提供を推進するため、先駆的かつ、モデル的な在宅医療等に関する事業に対する助成等を行うことにより、地域における医療福祉及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、本法人の主旨に賛同し、入会した会員の相互扶助の精神に基づき、くらし相談と弔慰金（慶弔）の給付（以下「総合共済」という。）を通じて会員の利便を図るとともに、会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

第2条（会員資格）

1. 本団体の主旨に賛同し本件規約を承認の上、所定の入会手続きを完了後、本団体が入会を認めた方とします。

2. 本団体入会に併せて、総合共済の団体契約先の全労済大阪府本部（全大阪労働者共済生活協同組合）【以下、全労済という。】に登録いたします。

（総合共済は、法人会員の参加口数に合わせて、登録の口数とする。）

3. 法人会員資格は法人に帰属するものとし、従業員及び法人が指定する方への譲渡は、法人から毎月25日まで連絡をし、翌々月からの変更になります。

第3条（入会手続）

1. 入会の申込みは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、年会費を納入していただきます。

2. 入会申込書に基づき所定の契約手続きを行い、在宅医療支援協会の法人会員であることを証する「会員証」を交付します。

第4条（会員資格の期間）

1. 年会費を納入した日の翌月1日（納入日が25日以降は翌々月1日）から一年間とします。ただし、終身（一生涯）継続が可能です。

2. 会員は以下の場合に会員資格を失います。

- ① 年会費の納入が滞った場合
- ② 会員本人が死亡した場合（弔慰金の給付はします。）
- ③ 入会申込みに際して、虚偽の記載をしていたことが判明した場合

第5条（年会費及び年会費の払込み）

- 1. 年会費は、1口5,000円とし4口以上とします。
- 2. 入会申込み時に現金一括払い又は、本会指定の口座にお振込みください。
- 3. 継続の場合は、口座振替も可能です。
- 4. 年会費の返金には一切応じません。
- 5. 全労済の団体契約の掛け金変更により、年会費を変更することがあります。

第6条（弔慰金のお支払い）

- 1. 会員並びに会員のご家族が死亡した場合に以下の弔慰金をお支払いします。
 - ① 会員本人の死亡100,000円
 - ② 配偶者（事実婚・内縁関係を含む）の死亡50,000円
 - ③ 子（実子・養子・継子およびこれらの配偶者）の死亡30,000円
 - ④ 親（会員及び配偶者の実父母または養父母・継父母）の死亡10,000円
- 2. 弔慰金の申請に際して、所定の申請書と死亡診断書の提出が必要です。

第7条（重度障害見舞金の給付）

- 1. 会員が新たに全労済所定の重度障害状態になった場合、見舞金50,000円をお支払いします。
- 2. 弔慰金の申請に際して、所定の申請書と障害診断書が必要です。

第8条（会員等の特典）

- 1. 会員等は下記の相談や紹介、セミナーを受けることができます。
 - ① 在宅医療連携拠点の実施による紹介（地域における包括的な基盤整備）
 - ② 各種セミナーの受講（在宅医療を担う人材育成、喀痰吸引等を含む）
 - ③ パソコンや、タブレット端末など情報周辺機器の設定・設置のアドバイス。
 - ④ 介護相談 介護の専門家が介護についての相談及び紹介。

- ⑤ 在宅医療 医師・看護師など医療関係者による、在宅医療や訪問看護・訪問歯科などの相談及び紹介。
- ⑥ 住まい対策 サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームや、療養型医療施設など、介護を必要とした高齢者に対する施設の相談及び紹介。
- ⑦ 法律相談 成年後見制度・遺言書やエンディングノートの作成・相続など 弁護士・行政書士・司法書士による相談及び紹介。
- ⑧ 税金・年金の相談 税理士など各種専門家による相談及び紹介。
- ⑨ リバースモーゲージを含む不動産売買及び賃貸や、リフォーム、建て替えなど不動産・建築業者による相談及び紹介、セミナーの受講。
- ⑩ 葬儀・法要の相談及び紹介、また、お墓参り代行など。

2. 相談サービスの内容によって有料の場合もあります。

第9条（変更事項の届け出）

- 1. 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに在宅医療支援協会に変更事項を届け出るものとします。
- 2. 前項の届け出がなかった場合は、共済金などのお支払いができないことがあります。

第10条（会員証の再交付等）

- 1. 会員は会員証書を盗難、紛失あるいは毀損した場合は再交付を受けことができます。
- 2. 再交付に係る実費は会員の負担とします。

第11条（共済金・重度障害見舞金が受けられない場合）

- 1. 下記事項に該当する場合は、共済金・重度障害見舞金が受け取れません。
 - ① 事由が発生してから3年経過した場合
 - ② 他団体で全労済の総合（慶弔）共済の生命タイプにご加入の場合
 - ③ 会員の故意または重大な過失によるとき
 - ④ 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ⑤ その他全労済の総合共済事業規約・細則に定める事項に該当する場合

2. 戦争その他非常な出来事や地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、想定を超えた被害が出た場合、全労済総会の議決を経て共済金の分割払い、支払い繰り延べまたは削減することがあります。

3. 全労済と当協会との団体契約が解除になった場合

第12条（クーリングオフ・入会申込みの取消し）

入会を申込まれた方は、会員規約確認後、8日以内に本会に対し書面による入会申込みの撤回をすることができます。その場合一切の費用負担はなく、すでに納入された年会費は遅延なく全額返還されます。

第13条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び在宅医療支援協会にて誠実に協議解決するものとします。

第14条（規約改正）

本規約の改正は在宅医療支援協会にて協議のうえ会員にお知らせします。

第15条（問合せ・相談窓口）

この契約についての問合せ及び相談窓口は下記の場所で行います。

（付則）

1、本規定は平成24年8月1日から施行されるものとする。

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目2番5号5階

一般社団法人 在宅医療支援協会
代表理事 内藤 成一郎

TEL 06-6940-4070 FAX 06-6940-4071